

## 電気通信紛争処理委員会（第222回）

### 1 日時

令和4年6月7日（火）13時00分から14時10分

### 2 場所

Web会議による開催

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 委員

田村 幸一（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、小塚 莊一郎（以上4名）

#### (2) 特別委員

青柳 由香、大橋 智、杉山 悦子、矢入 郁子、葭葉 裕子（以上5名）

#### (3) 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

課長 木村 公彦

#### (4) 事務局

事務局長 鈴木 信也、参事官 片桐 広逸、上席調査専門官 佐藤 英雄

### 4 議題

ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について【公開】

### 5 審議内容

#### (1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村でございます。

ただいまから第222回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は三尾委員が急用のため御欠席で、委員4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員5名の方にも御出席いただいております。

今回も新型コロナウイルス感染拡大防止のためにウェブ会議システムによる開催とさせていただきますので、これまでと同様に御発言の際にはチャットか口頭でお知らせいただ

きまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言いただきたいと思います。なお、傍聴につきましてはウェブ会議システムの画面上では確認できませんが、音声のみお聞きいただいております。

(2)議題：ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について【公開】

それでは、ただいまから議事に入ります。

本日は公開の議事となっております。

まず、議題であります「ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について」ということで総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課の木村課長から御説明をお願いしたいと思います。

木村課長には、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【木村課長】 今、御紹介いただきました、総務省総合通信基盤局事業政策課長の木村でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

時間も限られておりますので、早速ですが、御説明に入らせていただければと思います。右肩、資料222「ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について」で御説明をさせていただければと思います。

資料、1枚めくっていただきまして、まず最初、1番として「検討の背景」ということで、背景事情を御紹介をさせていただければと思います。右肩2ページとなっているところでございます。「光ファイバの整備」ということで、今回ブロードバンドサービスの関係を御説明させていただきますが、光ファイバの整備、一体全体どうなっているかということですが、従来より、いろいろな補助金等を活用しまして整備を進めてきているところでございますが、依然として未整備地域が一部まだ存在しているところでございます。

下の絵の中に「F T T Hの世帯カバー率」とございますが、一番右に2022年3月末の見込みで99.7%までいっていきまして、未整備が17万世帯残っているという状況です。加えて下の折れ線グラフのようなところがございますが、これは都道府県別の整備率でございます。特に西日本に多いかと思いますが、離島とか山間地を多く有するような地域、この地域においてはやはり整備率が低いということで、まだ整備率の格差が発生しているという現状でございます。

次のページは、先ほど申し上げました補助金等で整備をしてきたということで、その補助金のメニューでございます。こちらは御参考までということをつけさせていただきました。

続いて右肩4ページでございます。「有線ブロードバンド市場の現状」ということで、事業者別のシェアでそれぞれ地域ごとに見てみたものでございます。有線のブロードバンド、

これは御覧のとおり、もちろん全国でNTT東西等の事業者が提供しているほか、いわゆる電力系の通信事業者、あるいはローカルのCATV事業者、あるいは公設公営で自治体が設備を整備して運営しているようなところもございます。非常に様々な事業者によって提供されているというのが実態でございます。

次のページ、右肩5ページでございます。こちらに参考としまして携帯のブロードバンドはどういう状況なのかということで1枚入れさせていただきました。携帯のブロードバンド、いわゆる4G以上の携帯のサービスになりますが、こちらは居住人口の99.99%を超えるレベルにまでカバーエリアが広がっているというところでございます。この携帯のブロードバンド、2023年度末までにエリア外の人口、これがゼロになる見込みでございます。これは各携帯会社の開設計画を参考に見たところ、こういう状況になるということで、もうしばらくすればエリア外の人口がなくなるという、居住地域では全ての方々が携帯ブロードバンドサービスを利用できるようになるという見込みになっているところでございます。

右肩6ページでございます。そういう状況の中で、ブロードバンドの必要性をこの1枚に書かせていただきました。いわゆるSociety 5.0という時代においては、やはり場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らし方が実現されることが期待されております。テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスが不可欠な役割を果たすだろうと想定されているところでございます。また同様に、今般のコロナ禍において、新たな日常を構築するということが求められているわけですが、その中でも、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービス、これが不可欠な役割を果たすだろうと考えられるところでございます。

このようなサービスを実際に利用するには、やはり大容量のデータ通信、これをリアルタイムかつ双方向で常時行えるような環境というのがある種、前提になるということで、そのようなサービスを利用する環境、これを十分確保するためにはやはり有線ブロードバンドのサービスが不可欠であろうと考えているところでございます。

次のページ、7ページでございます。有線ブロードバンドを実際に維持・整備するに当たってどのような課題があるかというところを書かせていただいた資料になってございます。先ほども、様々な事業者が有線ブロードバンドサービスの担い手になっているということを御紹介しましたが、特に地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手でありましてローカルな事業者、CATV事業者は、特にこの人口減少の中で採算性が悪化

しつつあるのが現状でございます。今後人口減少が一層進展した場合には、やはり地方における有線ブロードバンドサービスの維持、これが非常に難しくなる可能性があると考えているところでございます。

先ほども様々な補助事業、補正予算等を活用して整備に努めてきたということを御紹介させていただきましたが、依然として光ファイバの未整備のエリア、約17万世帯ほど残っております。この未整備の理由、整備後の維持可能性への懸念が、その主たる理由になっているというところがございます。補助金等を活用して整備はできたとしても、その後、実際にそれを運営していくランニングの費用が賄えないという懸念を持たれるという実態がございます。そのような意味で、未整備地域をさらに解消していくためには、やはり整備後の維持費をどうしていくか、その懸念をどう払拭していくかということが必要になってくると考えているところでございます。

8ページは、この後、数枚御参考までにつけさせていただきました。デジタル田園都市国家構想、今、岸田内閣で非常に重要課題として取り組んでいますが、それに貢献すべく、総務省として、3月29日に、インフラ整備計画を発表させていただきました。こちらが全体像になります。今回のテーマに合うポイントだけ御紹介しますと、左側に「(1) 光ファイバ整備」というところがございますが、「2027年度末までに世帯カバー率99.9%を目指す」と我々は目標を立てました。その上で、99.9までいくと、残りが5万世帯ぐらいになるのですが、その5万世帯についても、ニーズがあれば引き続き整備を目指すということを考えているところでございます。実際にその具体的な施策として、この後御紹介をしますユニバーサルサービス交付金、これによって維持・管理を支援したり、あるいは様々な条件不利地域のニーズに即した対応策というのをいろいろ考えていきたいと、我々として目標を立てて取り組もうとしているところでございます。

次のページ、9ページはインフラ整備計画のロードマップでございますので、説明は割愛をさせていただければと思います。

10ページは現行のユニバーサルサービス制度、これは電話、実際に固定電話、公衆電話等がサービスとして適用されていますが、こちらの概要の資料になってございます。こちらでも詳細は省略をさせていただければと思います。

それから11ページ、これも今の電話のユニバーサルサービス交付金制度の仕組みでございます。適格事業者の資料に基づき、実際に必要な金額を算定をしまして、それを負担対象の事業者から負担金として頂いて、それを適格事業者に交付するというフローがござ

います。このような民間事業者間の相互扶助の仕組み、これをもって維持を図っていくというのが今の電話のユニバーサルサービス交付金制度の仕組みでございます。これは後ほど説明しますブロードバンドの関係でも、同様の仕組みを考えているところでございます。

続きまして、2.でございます。大きな2.「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」における議論」ということで、先ほど申し上げました、背景・事情を基に研究会で議論を進めてまいりました。

右肩13ページでございます。「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」ということで、2020年の4月に立ち上げてまして検討を開始しました。今年の2月2日、第18回ですが、この研究会において最終取りまとめを行ったところでございます。その最終取りまとめを踏まえて法律案を今国会に提出しているという状況になってございます。

次のページ、14ページでございます。ここから何枚かに分けて、この研究会の取りまとめの概要を御紹介させていただければと思います。

まず、「第1章」とありますが、「制度改正の基本的な考え方」ということで、先ほど冒頭でも申し上げましたが、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等Society 5.0の時代に必要なサービスや、ブロードバンドサービスを電気通信事業法の基礎的電気通信役務ということで、国民生活に不可欠であまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務として、基礎的電気通信役務の新たな類型として位置づけましょうということでございます。この基礎的電気通信役務の新たな類型として位置づけるブロードバンドサービス、これは、ここに①②③とありますが、そのような点を考慮しまして、Fiber To The Home (FTTH)、それからHFC方式のCATVインターネットを類型とすることが適当であるとまとめていただいております。

このブロードバンドサービスにかかります新たな交付金制度の創設を行うことによって、当然、不採算地域の維持・費用に充てるとともに、先ほども申し上げました、整備を躊躇する大きな原因の1つであります維持費用を満たすということで、整備が行われてない地域においても整備が進むという、いわゆる交付金制度による、整備に対する間接的な効果、こういったことも重視しているところでございます。

「第2章」とありますその下です。「新たな交付金制度の在り方」ということで、今申し上げました制度の目的として、3つほど、この報告書の、最終取りまとめ中で掲げられております。ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度、これは不採算地域におけますサービスの安定的な提供を確保する、これが一義的な目的とされております。一方で、

電話はもともと、この制度を導入したときは100%整備されていたわけですが、有線のブロードバンドの場合は、まだ未整備エリアもあります。提供事業者も非常に多いという状況、この特性を踏まえまして、有線ブロードバンドの未整備地域の解消促進という点と、それから、いわゆる自治体等で行われています公設公営、あるいは公設民営から民設民営への転換を促進するという副次的な目的も、制度として意図するという点で指摘をされているところがございます。

続きまして15ページでございます。同じく最終取りまとめの概要になりますが、先ほどの「新たな交付金制度の在り方」の続きということで、実際にどういう制度設計にすべきかということについての概略がこちらに述べられております。まず交付金の支援対象となる区域をどうするかということでございます。これは一般支援対象区域というものと、特別支援対象区域、この2つに2分類することが適当だろうと取りまとめていただいております。一般支援対象区域というのはいわゆる不採算地域になります。市場に委ねただけではサービスが維持されない可能性が高い地域という位置づけにしております。一方で特別支援対象区域、こちらはサービスが維持されない可能性がさらに高い、極めて高い地域。より端的に言ってしまうと、現在、整備されていない地域、未整備地域と位置づけているところがございます。

その下の黒四角です。支援対象事業者をどうするかというところがございますが、こちらについては、先ほど申し上げました、一般、あるいは特別の支援対象区域において、1社で有線のブロードバンドサービスを提供している民間の事業者とします。1社でというのは、競争中立性を考えたときに、ある特定の事業者だけが交付金の支援を受けて、別の事業者が受けない、そういう状況になるのを避けるということで、1社という限定をかけるのが適当であろうと最終取りまとめの中で御指摘いただいているところがございます。

その下、支援対象設備・経費についてでございますが、これは、それぞれ支援対象区域のアクセス回線設備の維持に通常必要な費用とするということでございます。初期の整備費用、これはこれまでもそうでしたが、補助金と別の財源を活用していただく前提で、含まれないとしております。この交付金の支援対象の経費には含まれないとしてございますが、既存の設備の更新費用は減価償却費として含まれるようにするということが適当であると御指摘いただいているところがございます。

交付金の支援額の算定はどうかというところが次のところがございます。これは、まず支援対象区域になるかどうかということで、費用がどのくらいかかっているかを見な

ければいけないのですが、その費用の算出は、標準的なモデルで算出するのが適当であろうと本最終取りまとめでは御指摘いただいております。いわゆる事業者固有の、いわゆる非効率性のようなものを排除するという意図で、実際にかかった費用ではなく、標準のモデル、標準的なモデルによって算出するのが適当であろうとされているところでございます。

その上で、実際に支援額が幾らかという支援額の算定については、一定のベンチマーク方式を採用することが適当であるとされております。これは、実際には、例えば収支相殺したときの赤字分という方法も考えられるのですが、例えば不当な料金設定などの可能性を排除するために、ベンチマーク方式を採用することが適当であろうとされております。一部、非常に特別な地域などでは収支相殺方式等々も可能性としてはあるのではないかということも併せて指摘をされているところでございます。

それから交付金の負担事業者についてでございます。この負担事業者については、いわゆる受益者負担の考え方に基つきまして、有線あるいは無線のブロードバンドサービスを提供している事業者ということで、契約数単位で負担金額を算定することが適当だとされているところでございます。いわゆる不採算エリア、いわゆる支援対象区域の事業者を支援することで、双方向で見たときに、そこと接続しているようなほかのブロードバンドサービスを提供しているような事業者も不採算地域の有線のブロードバンドサービスが維持されることによるメリット、利益を享受するという考え方で、負担する事業者は全ての有線・無線のブロードバンドサービスの提供事業者とするという考え方に基づくものでございます。

それからこの交付金制度、当面こういう形が適当ではないかということで最終取りまとめの中では指摘されておりますけれども、中期的な在り方としては、このような特定のサービスの維持を目的とするような形ではなく、いろいろなサービスの前提となります不可欠な基盤の維持ということで、サービスよりもアクセス、ユニバーサルアクセスの維持という考え方、制度的な枠組みに転換を図ることも、今後の在り方としては1つの選択肢であろうとされているところでございます。

続きまして16ページでございます。「補論」とあります。「いわゆるラストリゾート事業者に期待される役割」ということです。今、電話の世界は国民生活に不可欠なものとして、NTT東西に対して全国あまねく提供する責務がかかっているところでございます。他方で、今回、ブロードバンドについてラストリゾート事業者的な義務を誰かにかけるか



どうかという観点については、NTT東西の企業体としての合理的な経営を損なう恐れがあることなどを踏まえまして、今般の制度改正においては、NTT東西に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的な責務を課す、これは必ずしも適当ではないという御指摘をいただいております。ですので今回、国会に提出しております法律案の中にもこのような内容は設けておりません。

その一方で、やはりブロードバンド基盤というのが非常に重要ということもございまして、NTT東西、それからその他の有線ブロードバンドサービス事業者の協力は不可欠でございまして、そのようなことも踏まえまして、NTT東西、あるいはその他の有線ブロードバンドサービスの事業者に対しては不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供に関する計画の公表等を求めていくことが適当であろうとも御指摘いただいているところでございます。

続きまして「第3章」となっております「事業者に対する規律の在り方」。有線のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務ということで位置づけることとなりますと、その基礎的電気通信役務を適切、公平かつ安定的に提供してもらうという状態を確保するために、一定の規律が必要だろうということで、電話と類似の、同様の規律を課すことを求められております。

ただし有線ブロードバンドと電話は差異がございまして、ですので、電話に係る規律と比べて、一部、緩和なり除外なりした上で適用することが適当だろうということで、例えば電話であれば、約款に基づくサービス提供、これが義務づけられておりますが、今回のブロードバンド、有線のブロードバンドサービスについては、相対での提供を認めるなどの一部例外的な、電話と違う措置も考慮して盛り込んでいるところでございます。

今後実施すべき事項ということで、研究会の取りまとめ段階でございまして、ブロードバンドサービスで実際にどのぐらいの交付金額になるか、あるいは利用者1人当たりどのぐらいの負担額かということ等を算定しまして、最終段階で公表をさせていただきました。もちろん今後、法律案が成立した場合、実際に施行に向けて詳細な制度設計をしていくこととなりますが、それに当たって試算の精緻化も併せて進めて結果を公表すべきであると御指摘をいただいているところでございます。

次のページです。17ページからしばらく、口頭でつらつらと申し上げた点を紙でまとめてみたものになります。まずこれは、17ページはこの制度全体の概要になってございます。先ほどの支援対象区域の考え方も上の四角の中にもございまして、下の絵の中では、該

当するサービスということで有線のブロードバンド、FTTH、CATVのHFC制方式というものが基礎的電気通信役務として該当するサービスとされております。交付金制度の中で、負担対象ということで有線・無線のブロードバンドサービスが負担をし、支援対象の事業者である不採算地域の有線のブロードバンドサービス事業者に対して、交付金として補填をします。こういう仕組みを1枚にまとめさせていただいたものでございます。少し下に金銭的な金額が書かれておりますが、こちらについてはその後のページで若干補足させていただければと思います。

次のページ、18ページでございます。今申し上げました支援対象区域の考え方、こちらに表として書かせていただきました。一般と特別、区分として2分類設けて、市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が高いエリアと、維持されない可能性が極めて高いエリアということでそれぞれ分類をしました。右側でございますけども、「支援の考え方」ということで、例えば一般であれば、経営状況に照らして支援の必要性が認められる場合に限って、支援対象とします。これはどういう趣旨かと申し上げますと、いわゆるブロードバンドのサービス収支が赤字の事業者を対象に限って交付金の支援対象とするという考え方になってございます。

一方で特別のほう、下のほうでございます。こちらは、今、現に未整備のところを対象とするということで考えております。「実際の基準」とありますが、改正法の公布日以降に新たに整備されたところ、あるいは、今、公設公営、公設民営だが、民設民営に転換するエリアも併せて対象と考えているところでございます。当然のことながら、現時点で未整備ということは非常に採算が取れない、取りづらいところということで、整備に躊躇されているエリアでございますので、政策的な目的から、その事業者、そのエリアでサービスを提供しようと手を挙げていただいた事業者は、経営状況、赤字か黒字かということをお問わずに支援対象とするという考え方を取っているところでございます。

それから19ページでございます。こちらは、先ほど数字が出てございました。こちらについての説明になります。いわゆる試算額というのは、実は有線ブロードバンドサービスが、先ほどのインフラ整備計画でございました、99.9%まで整備が上昇することを想定をしまして、これを将来にわたって安定的に維持しようという前提、そういう効果を見越して試算をしております。その試算結果が下にございますが、年間の総額おおよそ227億円、先ほどの資料は230億円と丸めて書いておりますが227億円、これを契約者数当たりで割ると1人当たり月間、月額で約7.8円となります。先ほどの資料では丸

めて8円とさせていただいておりますけども、このような費用が発生するであろうと見込んでいるところでございます。

ただ、この金額、先ほど申し上げました99.9%まで整備が進んで、ローカルの事業者は非常に採算が取りづらいであろう、ある程度不採算になるであろうということを見込んでの試算になってございます。したがって、この制度、今回法律が成立をして実際に施行するに当たり、当初からこのような金額が発生するものとは考えておりません。比較的マックスの数字、もう少し先まで整備が進んだ結果としてこのぐらいになるだろうということで、当初はこれよりも低い金額になるのではないかと見込んでいるところでございます。

それから20ページでございます。20ページ、これは先ほども少しお話ししました事業者に対する規律の関係です。基礎的電気通信役務に位置づけるとすると、その役務の提供の適切性、公平性、安定性を確保するために一定の規律が現行法上かかっているところでございます。これもブロードバンドサービスについても同じように、適切、公平、安定な役務の提供を確保するために一定の規律は必要であろうと。ただ、電話で、これまでいろいろ制度を運用してまいりました。それから電話と有線ブロードバンドサービスで特徴が違う部分等もでございます。今回の制度改正を機に所要の規制緩和措置、これも併せて盛り込んでいるところでございます。下に4つほど書かせていただいております。

契約約款の作成・届出や、約款に基づく提供義務については、今回、有線ブロードバンドサービスについては相対契約も認めることにしたいと考えているところでございます。

それから会計整理の義務については、特にその必要性、これまでの運用も通じて、その必要性は下がってきているといえますか、そこまでは必要ないだろうということで、会計整理義務は今回廃止することを予定しているところでございます。

それから役務提供義務、いわゆる業務区域内で役務をちゃんと提供しなくてはならないという義務については、いわゆる事業者間の協議で決めます卸の役務は対象外とする。

あるいは技術基準の適合維持義務、今回、有線のブロードバンドサービスを入れるに当たっては、品質基準的なところで、名目速度で一定の水準以上のものを設定することが必要ではないかと考えているところでございます。ただ、いきなり、その基準を全てのサービスについて適用するというのもなかなか現実問題、難しい面もあろうかと思っておりますので、そこは所要の猶予措置を設けることも想定しているところでございます。

最後、21ページでございます。こちらは電気通信事業法の一部を改正する法律案とい

うことで、冒頭にも申し上げました。今年の3月4日ですけれども、一部改正の法律案を国会に提出させていただいているところがございます。幾つか柱がある中の1つの柱、下の絵で赤い囲みをしてございます、こちらがいわゆるブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化に相当するところがございますが、こちらも盛り込ませていただいた上で国会に提出させていただいている状況です。衆議院については、もう既に5月の段階で通過してございますが、参議院の審議が、もう残り、国会会期末まであと数日しかございませんが、まだ審議途中という状況でございます。国会次第ではございますが、こちらの法案の成立を我々としても目指して取り組んでおります。成立した暁には、様々な詳細設計につきまして、今後、精力的に検討を進めていきたいと考えているところがございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

【田村委員長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、委員の皆様から御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

それでは、葭葉委員、どうぞ。

【葭葉特別委員】 本日は御説明くださりどうもありがとうございました。とても勉強になりました。資料の17ページ「新設するブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要」について、1点教えていただければと思っております。

資料17ページの左下のところで書かれている、「該当するサービス」というところで、今回は4Gや5Gといった携帯ブロードバンドサービスは交付金の対象とならないということだと理解したのですが、ただ、今後5Gの本格的なサービス提供によって有線ブロードバンドサービスだけではなく、携帯ブロードバンドサービスが、目指す未来社会であるSociety 5.0を支える社会基盤として国民生活に不可欠なサービスになるのではないかと思います。また、5G以外にも社会基盤となるような新たな情報通信技術というのも現れることも考えられ、今後そのような変化に合わせて、ユニバーサルサービス制度も柔軟に見直していくことが重要になると思われるのですが、この点について今後の見直しという点について、研究会等における検討状況も踏まえて、もう少しお考えを伺えればと思っております。

といいますのも、「携帯ブロードバンドサービスは、以下の理由から新たな交付金制度の対象としない」という理由の1つとして、少なくとも現時点においてはテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的に安定的に利用するための手段としては、「必ずしも十分でない

場合があること」と書いてあります。「少なくとも」というような書き方からしても、今後の見直しということも、やはり議論としてあったのか、範囲について検討会でも御議論があったのではないかと感じたものですから、その点も踏まえて、もう少しお考えを教えてくださいいただければと思っています。以上です。よろしくお願いいたします。

【田村委員長】 木村課長お願いいたします。

【木村課長】 御質問ありがとうございます。17ページのところのお話でございます。先生御指摘のとおり、今回、いわゆる携帯ブロードバンドサービスは対象外ということと整理をしております。5Gについてでございますが、ユニバーサルサービスの交付金制度は、そのサービスの維持を目的とした仕組みでございます。一方で、5Gはまだ整備途上の状況になってございますので、制度の性格と照らし合わせると、現時点では対象となる状態にはまだ至っていないと考えているところでございます。

一方で、4Gについては、冒頭でも少し御説明をさせていただきました。現時点で整備、99.99%まで到達しているところでございます。このまま事業者の開設計画によって、2023年度には100%、少なくともエリア外人口はゼロという状況まで、市場の競争環境の中で到達するところが見込まれているところでございます。ですので、まず現時点で、いわゆる交付金的な支援でその維持を確保する必要性は有線に比べると低いだらうという点がまず挙げられます。

それから4Gについては、いわゆるテレワークだとか遠隔教育、遠隔医療等を安定的、継続的に利用していただくための手段としては、通信品質の問題や、料金、有線は割と容量に無制限で低額で提供されているのが一般的だと思いますが、4Gのサービスというのは容量に上限がある、あるいはそれを超えると従量的に少し料金が上がっているところもあります。ですので現時点では4Gも5Gも対象として考えるには適当ではないのではないかとということで、今回は有線だけにさせていただいているところでございます。

一方で、将来的な話という意味で申し上げますと、いわゆる携帯のブロードバンドというのは比較的、市場の競争の中で100%に近づいていくということがこれまでもそうでしたし、5Gも恐らくそれに近い状況があらうかと思えます。ですので、交付金的なもので支援をするということの必要性というのは有線に比べると低いと考えておるところではございますが、ただ、右肩15ページのところにもございます「交付金制度の中長期的な在り方として」ということで一番下の段、一番下の四角のところにもございますけども、いわゆる特定のサービスを対象とするというよりも、サービス数を提供する上で前提となる

基盤、サービスを特定しないで基盤を維持する目的ということで、ユニバーサルアクセスの交付金という形で制度の枠組みを転換することも1つの選択肢ではないかということで御指摘をいただいているところでございます。

ですので我々としましては、このような御指摘も踏まえつつ、まさにユニバーサルサービス制度の見直しというものは今後の環境変化等も踏まえてやっていくべきではないかと考えているところでございます。以上でございます。

**【葭葉特別委員】** 承知しました。どうもありがとうございます。

**【田村委員長】** それでは青柳委員どうぞ。

**【青柳特別委員】** 質問させていただきます。先ほど御説明いただきまして、ありがとうございました。卸電気通信役務の提供との兼ね合いで質問させていただきます。ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化の関連で、例えばF T T Hであっても自ら回線を設置しない事業者が他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスにつきましては、ユニバーサルサービス制度が事業者間の卸契約を念頭に置いたものではないということであったり、あるいは不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するというものであることから基礎的電気通信役務として位置づけられていないと理解しています。

質問ですが、自社の電気通信回線設備と、他事業者の加入光ファイバを接続して、条件不利な地域にも提供するような有線ブロードサービスについては今後どのように取り扱われることになるのか。今後、何らかの方向性が示されるのかといったことについて伺いたいと思います。

それからもう少し身近な感じの質問になりますが、先ほどから負担金につきまして、8円や7.何円というのをいただきました。これは現在、一般的になされている固定のほうの、現行のユニバーサルサービスの負担金の2円とはまた別ということでしょうか、それとも含めてということでしょうか。以上です。

**【田村委員長】** 木村課長お願いします。

**【木村課長】** 御質問ありがとうございます。まず御質問いただきました1点目、卸との兼ね合いの関係でございますけども、これはいわゆる回線設備を維持する、ネットワークを維持するという観点で、基本的には自前で設備を設置して提供されている事業者を念頭に置いています。ただ、実際のサービス提供の形態としまして、一部自前、一部卸をうまく組み合わせて提供されているような事業者も実態としてはございます。そのような場

合も、やはり一部でも自前で回線設備を持っているような場合は、今回の交付金の支援の対象になり得るような形での詳細の制度設計を考えていると御理解をいただければと思います。

それから8円のお話でございます。8円については、今の固定電話の2円のいわゆるユニバーサルサービス料とは別に8円という形で別個になると御理解いただければと思います。以上でございます。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは、荒川委員どうぞ。

【荒川委員】 この有線ブロードバンドの普及率、整備率はもうほとんど100%目指していますが、せつかく線を引いても各世帯が使ってくれないと仕方がない。利用率はどのくらい上がっているのか。やはり、F T T Hを使うとなると、毎月6,000円くらいのお金を払わないとならないわけです。うちはテレビはアンテナで見ているし、電話は普通の電話でいいからこういうのは要りません、という方々にどうやって使ってもらうか。結局、一生懸命整備して線を引いても、各世帯に加入して使ってもらわないと利益を回収できないのですが、そのあたりの施策がどうなっているか、教えていただけたらと思います。

【田村委員長】 木村課長よろしいですか。お願いします。

【木村課長】 どうも御質問ありがとうございます。まず利用率、いわゆる実際の加入率についてですが、今、厳密な数字を覚えてないのですが、確かに世帯数に比べて利用が実際にどのくらい進んでいるかという点について、カバー率と利用率、ここについては当然ギャップがございます。それをいかに使っていただくかということも当然のことながら必要だと思っております。そのようなブロードバンドサービスの、いわゆる料金なり何なりというのができるだけ利用しやすくなるということが、当然のことながら、目標として我々としては取り組んでいるところでございます。

一方で、今回の負担金の試算等に当たっては、やはり有線だけではなく、携帯、無線のブロードバンドの事業者も含めた形で、みんなで相互扶助の精神で取り組んでいきたいと思います。ということを考えているところでございまして、そちらのほうは、携帯の事業者の契約数というのはかなりの数になってございますので、そういったところを加味して、今8円という、ある意味、最大限8円ぐらいになるのではということをお試しさせていただいてるところでございます。もちろん使いやすいサービスを促進していくということも併せてやりながら、このブロードバンドのネットワークの維持を図り、両立してやっていければ

と考えているところがございます。以上でございます。

【荒川委員】 どうもありがとうございました。

【田村委員長】 それでは小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 学習院大学の小塚です。いろいろと御説明をいただきましてありがとうございました。御質問は、特に未整備地域の整備の担い手をどのように決めていくのかということです。ラストリゾート事業者というものを特に指定しないということが御説明にあったわけですが、そういう前提の下で、具体的に、まだ整備されていない地域で、どの主体が担い手になるかということをごとどういうプロセスで決めていくのか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【田村委員長】 木村課長お願いします。

【木村課長】 御質問ありがとうございます。いわゆる未整備地域のネットワーク整備の担い手という御指摘でございました。通常、有線のブロードバンド、いわゆる光ファイバ等のネットワークを整備する上で、自治体と事業者でいろいろお話をされていながら、その担い手というのがだんだん決まってくるというところはございます。したがって、基本的には我々として、今、実際に未整備のところをどんどん整備エリアに広げていくという過程では、いわゆる未整備エリアの自治体の方々と御相談をしながら、その未整備エリアに手を挙げていただけるような通信事業者を探していくというプロセスを踏むというのが実態でございます。

したがって、そのエリアで、例えば地場のCATV事業者がいらっしゃれば、そういったところに手を挙げていただくことも可能性としてはございますし、当然、全国で提供されていますNTT東西と自治体でいろいろ話をされて、NTT東西が手を挙げていただくということも、可能性として当然ございます。その辺りはいろいろなオプション、可能性を追求しながら、未整備のエリアを縮小していくことに取り組んでいければと考えているところがございます。以上でございます。

【小塚委員】 地元、自治体の責任、いろいろと大きいものがあるのだと理解をいたしました。ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは矢入委員どうぞ。

【矢入特別委員】 矢入です。電話網のメタルケーブルの老朽化を何か維持するための観点で、ワイヤレス固定電話という、山間エリアや離島エリアについてモバイル網を活用して無線化してしまうというサービスを、すでに日本では始めていると思いますが、この



有線ブロードバンドの観点においても、ワイヤレス固定電話のような、山間エリアや離島エリア、場合によっては、「ポツンと一軒家」のような、1軒だけ離れているところを、モバイル網を活用して小コストにするという考え方についてはどのように検討されているのでしょうか、教えてください。

【田村委員長】 課長、お願いします。

【木村課長】 御質問ありがとうございます。ワイヤレス固定電話、実は令和2年、NTTの、いわゆるあまねく電話の義務がかかっているところに対して、無線でも大丈夫という形での整備も許容する制度改正をしております。これについては、具体的にワイヤレスでの固定電話サービスというのは、実際にはまだ提供開始されていないと認識をしております。電話につきましては、そのような方法も活用しながら、まさにNTT東西には、NTT法において電話のあまねく全国における提供ということが義務づけられていますので、その義務を履行すべく、ポツンと一軒家であったとしても、電話といったものは提供を続けるという形で制度整備を進めて、実際にもそういう状況になっていると考えております。

一方で、今回課題となっております有線のブロードバンドサービス、これについては整備を100%に持っていくというところまでは、厳密な意味では目標を立てておりません。まさに経済合理性の観点も踏まえた上で、どうしてもやむを得ないところは、代替的な手段で通信、確保してほしいという考え方を取っております。ですので、もちろんニーズのあるところについてはカバー率100%に近づけるような取組、これは進めていくこととしておりますけれども、いわゆる限界事例的な、どうしてもやむを得ない、経済合理性から考えてこれは難しいというところは、今回の有線のブロードバンドサービスについては提供されなくてもやむなしという考え方を取っているところでございます。

ただ、冒頭でも少しお話ししました、携帯の4Gのブロードバンドサービスは、一応2023年度には100%に到達する計画になってございますので、代替手段を活用しながら、多少品質的には落ちるかもしれませんが、そのような形で通信の手段を確保していただくということを全体設計としては考えているところでございます。以上でございます。

【矢入特別委員】 ありがとうございます。敷設が困難なところはこちらの有線ブロードバンドも何か無線化、一部なされるのかなと思いながら聞いていたのですが、そのポリシーは今のところはまだ検討されていないということでもよろしかったでしょうか。

【木村課長】 はい。制度的に、ユニバーサルサービス制度として有線のブロードバンドを無線で代替するというところまでは、今回はまだそこまで考えているところではございません。

【矢入特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの方、御質問ございませんでしょうか。ほかにもたくさん御質問おありかもしれませんが、予定された時間も参りましたので、この辺で質疑を終えたいと思います。

木村課長におかれましては、お忙しい中で誠にありがとうございました。御退室いただいて結構でございます。

【木村課長】 どうもありがとうございました。失礼いたします。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。

(木村課長退出)

【田村委員長】 本日の議題は以上でございます。委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

特にないようございますので、以上をもちまして、委員会はこれで閉会とさせていただきます。傍聴席の皆様は御退室ください。

(傍聴者退出)

### (3)閉会【一部非公開】

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、特別委員の皆様、本当にありがとうございました。

— 了 —